

市からの 連絡帳

届け出・税・年金 住民票等自動交付機休止

市役所庁舎の電気設備点検に伴い、下記の日程で住民票等自動交付機のサービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。

時・場 11月9日(土) 保谷庁舎の交付機
▶市民課 **田** 042-460-9820
保 042-438-4020

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 11月9日(土)・10日(日)午前9時～午後4時
場 いずれも田無庁舎のみ

- 市税・納税課(4階)
- 国民健康保険料・保険年金課(2階)

内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

▶納税課 **田** 042-460-9832
▶保険年金課 **田** 042-460-9824

年末調整等説明会開催

給与の支払者を対象に、令和元(平成31)年年末調整・法定調書・給与支払報告書などの作成と提出について説明します。当日は給与支払報告書総括表・個人別明細書などを配布します。

時 11月6日(水)午後1時15分～3時45分
場 保谷こもれびホール

※当日、直接会場へ(車でご来場不可)

問 東村山税務署 **電** 042-394-6811

※音声案内に従い「2」番を選択

▶市民税課 **田** 042-460-9827・9828

令和2年4月からの学童クラブ入会案内

学童クラブでは、小学校などに通う児童の保護者が仕事や病気などの理由で放課後に児童を監護できない場合、保護者に代わって児童の生活指導を行います。

対 小学校などに在学中の児童(5・6年生は障害児童のみ)

□入会案内
11月15日(金)から、児童青少年課(田無庁舎1階)・市民課(保谷庁舎1階)・児童館・学童クラブ・保育園・幼稚園で配布

※勤務証明書は市 **HP** からダウンロードできますので、お早めにご準備ください。

申 12月2日(月)～21日(土)に必要書類を下記窓口へ持参

- 児童青少年課(田無庁舎1階)…平日および21日(土)午前8時30分～午後6時(16日(月)～20日(金)は午後8時^{まで})
- 児童館…(月)～(土)午前9時30分～午後6時
- 学童クラブ…(火)～(金)午後1時～6時

※学童クラブの受付期間は12月10日(火)～20日(金)^{まで}

□注意事項

- 施設の利用状況および申請状況により、希望する学童クラブに近接する学童クラブになる場合や入会できない場合があります。
- 現在入会している方も、毎年度申請が必要です。必ず保護者が申請してください。(児童による提出・郵送による提出は不可)

※詳細は、入会案内をご覧ください。

▶児童青少年課 **田** 042-460-9843

都営住宅の入居者募集

東京都直接募集を行います。詳細は募集案内をご覧ください。

※西東京市地元募集は行いません。

◆東京都直接募集

- 家族向け・単身者向け…3,350戸

□案内・申込書配布

時 11月5日(火)～13日(水)の平日のみ

場 田無庁舎2階ロビー・保谷庁舎1階総合案内・出張所

※都庁・区市町村窓口・**問**でも配布

※申込書などは、募集期間中のみ **問**の **HP** からダウンロード可

申 11月18日(月)(必着)までに、申込書を渋谷郵便局へ郵送

問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(案内配布期間中 **電** 0570-010-810/それ以外 **電** 03-3498-8894)

▶住宅課 **保** 042-438-4052

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の送付

平成31年1月から令和元年12月までに納付した国民年金保険料は、令和2年度分(令和元年分)の確定申告や年末調整の社会保険料控除対象です。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までに国民年金保険料を納付した方に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「はがき」)が11月上旬に日本年金機構から送付されます。確定申告・年末調整の手続きには、このはがき(または領収証)が必要です。※家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告ができます。

※10月1日～12月31日に今年初めて納付をした場合は、翌年2月上旬にはがきが送付されます。

問 ① **ねんきん加入者ダイヤル** **電** 0570-003-004 (ナビダイヤル)・050から始まる電話からは **電** 03-6630-2525 ※●平日:午前8時30分～午後7時●第2(土):午前9時30分～午後4時(祝・第2(土)・12月29日～1月3日を除く)

② 武蔵野年金事務所 **電** 0422-56-1411 (ナビダイヤル)

▶保険年金課 **田** 042-460-9825

福祉・教育

家族介護慰労金・ 家族介護用品を支給

在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために支給します。

対 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上、市民税非課税世帯に属する方

※前年度支給を受けている方は、申請

から1年以上経過していなければ申請できません。

□高齢者の要件

申請日の属する月の前月末日を基準

過去1年間以上	要介護4または5と認定されている 市民税非課税世帯に属する
過去1年間	介護保険サービスを利用していない高齢者(通算7日間までの短期入所生活介護(ショートステイ)または短期入所療養介護(医療型ショートステイ)利用を除く)

介護保険施設以外の病院などに延べ90日以上長期入院をしていない

□慰労金支給額 年額10万円
□介護用品 年間で4万円相当額を限度として支給

申 12月27日(金)までに、介護保険被保険者証・認め印・金融機関口座の分かるもの(郵便局を除く)を高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)へ持参

▶高齢者支援課 **保** 042-438-4028

入院期間中の紙おむつ代の助成

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

□対象期間 7月1日～10月31日入院分

□助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)

対 次の全てに該当する方

- 入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている ●40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている ●紙おむつの持ち込み禁止の医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている ●入院期間中に生活保護を受給していない

□申請

時 11月11日(月)～29日(金)の平日

場 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)

持 ●介護保険被保険者証のコピー ●振込先の口座が分かるもの(通帳の

コピーなど) ●認め印 ●病院が発行した領収書のコピー

※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要です(紙おむつ代の記載がないものは不可)。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要です。

※平成31年3月～令和元年6月入院分の未申請分も併せて受け付けます。

※次回の申請受付は、令和2年3月を予定(11月～翌年2月入院分)

▶高齢者支援課 **保** 042-438-4028

暮らし

耐震フェア

市民の生命と財産を保護し、災害に強いまちづくりを推進します。

①木造住宅耐震無料相談会
②分譲マンション耐震化相談会

時 11月16日(土)

①午前9時～正午 ※1人40分程度
②午後1時～5時 ※1人50分程度

場 田無庁舎1階

対 ①市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅 ※原則、昭和56年5月31日以前の建築

②分譲マンションの管理組合など

定 各8人(申込順)

申 11月13日(水)までに電話で下記へ

▶住宅課 **保** 042-438-4052

市政

保谷庁舎敷地活用基本方針を 作成しました

平成28年12月に決定した「庁舎統合方針」に基づき、保谷庁舎は令和2年度から取り壊しを予定しています。

保谷庁舎を取り壊した後の敷地については、民間事業者への貸付など、官民連携事業による暫定的な敷地活用の検討を進めたいと考えており、敷地活

11月5日から、住民票に旧姓(旧氏)が 併記できるようになります

結婚などで姓が変わり旧姓をお持ちの方は、旧姓を住民票に併記できます。ご希望の方は、下記をお持ちのうえ、市民課窓口までお越しください。

旧姓(旧氏)とは

その人の過去の戸籍上の姓(氏)のことです。その人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

□持ち物

①旧姓が記載された戸籍謄本等
※住民票等に併記したい旧姓が記載されている戸籍謄本から、現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。

※戸籍謄本等は本籍地で取得できます。詳細は本籍地の市区町村にお問い合わせください。

②本人確認書類

③マイナンバーカードまたは通知カード(お持ちの方のみ)

◆マイナンバーカードに旧姓が併記できます

住民票に旧姓が併記された場合、その後作成したマイナンバーカードには

旧姓が併記され、本人確認書類として利用できます。また、既にマイナンバーカードをお持ちの方は市民課にてカードの追記欄に旧姓を記載いたします。

◆旧姓併記をした方は旧姓での印鑑登録ができます

住民票に旧姓が併記された方は、旧姓で印鑑登録をすることができるようになります。なお、旧姓での印鑑登録を希望する方で、既に印鑑登録をされている場合は、印鑑登録はいったん廃止となり、新しく旧姓で印鑑登録を行います。

◆住民票等自動交付機はご利用できなくなります

住民票に旧姓が併記された方の住民票の写しおよび印鑑登録証明書は、住民票等自動交付機(令和2年8月31日廃止予定)から発行できなくなりますので、ご注意ください。マイナンバーカードをお持ちの方は証明書コンビニ交付サービスのご利用ができます。

本記事についての詳細は、市 **HP** または市民課までお問い合わせください。

▶市民課 **田** 042-460-9820
保 042-438-4020